

棚田地域振興活動加算の措置に係る 定量的目標について (さぬき市森行集落協定)








さぬき市森行集落について

- 棚田名 森行棚田
(さぬき市 旧松尾村)
- 協定名 森行協定(さぬき市)
- 取組状況(令和4年度実績)



- ・協定締結面積: 6.2ha
- ・協定参加人数: 11名
- ・水稻栽培を中心とした棚田地域の保全、振興に取り組んでいる。
- ・令和4年度は「超急傾斜農地保全管理加算」、「生産性向上加算」に取り組んでおり、令和5年度から「棚田地域振興活動加算」に取り組む予定。

さぬき市 森行集落(位置図)

5法指定地域	
指定棚田地域	
農林統計上の中間・山間農業地域 (H29年度改正)	
指定棚田地域と農林統計上の 中間・山間農業地域の重複地域	
5法指定地域に隣接する地域	



指定棚田地域振興活動計画とは

棚田地域振興法に基づき指定された、指定棚田地域において、多様な主体（農業者、地域住民、市町村等）が参画する協議会が、当該地域の振興や当該地域内の棚田等の保全に関する活動を定めた計画。

<計画策定、認定の流れ>

- ①指定棚田地域において、「指定棚田地域振興協議会」を設立。
- ②協議会において指定棚田地域振興活動計画を策定し、市町村が都道府県を通じて、国に提出。
- ③国の審査を受け妥当と認められれば認定される。

活動計画策定のメリット

<メリット>

- ・中山間地域等直接支払交付金の加算のうち、**棚田地域振興活動加算の活用が可能になる。**

○棚田地域振興活動加算（令和2年度から新設）

（対象農地）

認定計画によって「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地。

（単価）

- ・10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）
- ・14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）

目標の設定について

活動計画においては、以下のア～ウの観点で3～5年の計画期間における具体的な目標および活動内容をそれぞれ定めることとなっており、目標の中には①～③の3点を含める必要がある。

ア：棚田等の保全

イ：棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ウ：棚田を核とした棚田地域の振興

①：棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）

②：集落機能強化（人材の確保を含む）

③：生産性向上に関する目標

<加算における目標設定について>

・中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2(2)より

「目標については、実施要領第8の2で定める**第三者機関による確認・意見聴取を行う**ものとする。」

森行協定における目標

設定すべき目標の区分	森行協定が設定する目標
ア「棚田等の保全に関する目標」	<p>【集落機能強化】 令和6年度までに棚田の保全に取り組む当該協定の新規組合員を1名増加させる。</p> <p>【生産性向上】 法面草刈機を使用することによる除草作業の省力化を図る。労働時間を10%削減させる。</p>
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」	<p>【自然環境の保全、農地維持】 有害鳥獣の捕獲に向けたくくり罠・はこ罠をもちい 捕獲する(捕獲 目標 5頭 / 年間)。また、鳥獣害防止柵の点検、維持管理を定期的に実施する。</p>
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」	<p>【棚田の価値を活かした活動】 令和6年度までに、棚田米(「森行棚田米」)の地域産直での販売量を 80 kg / 年間 に増加する。(現状600kg/年間)</p>

ア 「棚田等の保全に関する目標」 ー①

【集落機能強化】

令和6年度までに棚田の保全に取り組む当該協定の新規組合員を1名増加させる。

- ・現在、地域の農業者が水稻等の栽培に取り組んでいる。
- ・今後は、活動の継続、組織の体制強化に向けて、協定の新規構成員確保に取り組む。



森行集落の農地



集落で栽培される水稻(コシヒカリ)

ア 「棚田等の保全に関する目標」 一②

【生産性向上】

法面草刈機を導入することで除草作業の省力化を図り、労働時間を10%削減する。

- 令和3年度に法面草刈機を2台導入し、農地の畦畔、法面の除草作業を実施。作業者の負担軽減および作業時間の省力化に繋げている。



法面草刈機(スパイダーモア)



協定内農地の除草作業

イ 「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

【自然環境の保全、農地維持】

- ・有害鳥獣の捕獲に向けたくくり罠・箱罠を用いて捕獲する。
(捕獲目標:5頭/年間)。
- ・鳥獣害防止柵の点検、維持管理を定期的に実施する。
- ・イノシシ等の鳥獣捕獲による農作物への被害発生の防止、及び防止柵の点検・補修による農地区域への鳥獣の侵入防止に取り組む。



罠設置の様子(箱罠)



地域に設置されている防止柵

ウ 「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【棚田の価値を活かした活動】

令和6年度までに、棚田米（「森行棚田米」）の地域産直での販売量を800kg/年間に増加する。（現状600kg/年間）

- ・減農薬・減化学肥料栽培に取り組み、現在、「森行棚田米」として地域の産直市場で販売。



森行棚田米のパッケージ



販売の様子（産直）